

平成28年(ネオ)第6号 上告提起事件
上告人 後藤東陽こと後藤信 外74名
被上告人 国



上告理由書

平成28年4月8日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人

弁護士 勅使河原 安夫

弁護士 千葉晃平

外代

目 次

第1点 原判決について	3
第2点 原判決の憲法違反	3
第1 プライバシー権及び自己情報コントロール権の侵害（憲法13条）	3
第2 思想良心の自由の侵害（憲法19条）及び平等原則違反（憲法14条1項）	16
第3 表現の自由に対する侵害（憲法21条）	19
第4 監視等をされない自由の侵害（憲法13条）	23
第3点 主体に関する判断の誤り	26
第1 原判決の内容	26

第2 原判決の誤り	27
1 加害行為の「主体」の属性把握を見落としている	27
2 加害行為の主体性・属性把握は確立した判例・学説規範である	29
3 加害行為の主体「自衛隊情報保全隊」の実態	30
第4点 情報収集の目的・必要性に係る解釈の誤り	34
第1 はじめに	34
第2 原判決の内容	34
第3 目的に関する判断の誤り	35
第4 必要性に関する判断の誤り	39
第5 個別的具体的事情を捨象した判断の誤り	41
第6 自衛隊が公表した「情報科運用(試行案)」及び「情報」を無視した判断の誤り	42
第7 小括	45
第5点 一審原告毎の検討	45
第1 一審原告渡部について	45
第2 一審原告風間について	47
第3 一審原告佐藤恵子について	49
第4 一審原告松井について	51
第5 一審原告山内について	53
第6 一審原告小澤和悦について	55
第7 本件各文書に氏名の記載のない一審原告らについて	57
第6点 結語	58
第1 一審原告らの請求が認められるべきこと	58
第2 情報保全隊の異常な監視行為と無反省	59
第3 裁判所への期待	60

頭書事件について、上告人らは次のとおり上告理由を陳述する。

以下、上告人らを「一審原告ら」、被上告人を「一審被告」と述べる。

理　由　要　旨

第1点 原判決について

本訴訟は、一審原告らが自衛隊情報保全隊による監視活動の差止めを求めるとともに、監視活動によって一審原告らが被った損害の賠償を求めるものである。そして、一審被告によるプライバシーの権利、自己情報コントロール権（以上、憲法13条）、表現の自由（憲法21条）、思想・良心の自由（憲法19条）及び「監視等をされない自由」等への重大かつ継続する侵害行為について、その法的責任を追及するものである。

この点、原判決は、「憲法13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有するものと解され、そのような利益又は権利（いわゆるプライバシー権）は人格権の一つとして、法的保護に値する」としつつも、一審原告らが主張してきた表現の自由に対する侵害や思想良心の自由に対する侵害、そして、「監視等をされない自由」等への侵害に関して、いずれも一審原告らの主張を退けた。

しかし、原判決には、以下に述べるとおり、憲法解釈の誤りがあることその他憲法の違反がある（民事訴訟法312条1項）。

第2点 原判決の憲法違反

第1 プライバシー権及び自己情報コントロール権の侵害（憲法13条）

1 はじめに

原判決は、本件において法的に保護される人格権の内容を「何人も個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由」（以下「プライバシー権」という。）としつつも、「一般的にいえば、自らが公開の場で行った活動、それ自体の情報については秘匿性が乏しく、第三者にみだりに取得、開示、公表されたくないとの期待は当然に保護されるべきものとは考え難く、特別の事情のない限りプライバシーに係る情報として法的保護の対象とならないというべきである」（原判決80～81頁）とし、また、「政党は、一定の政治的理念実現のために政治権力への参与を目的とする団体であり、その政党の議員である、あるいは選挙に立候補するということは、通常、その立場を明らかにした上で、広くその政治理念を有権者等に訴えていくものであることからすれば、政党に所属する議員若しくはそれに準ずる立場の者が政治理念に関する事項を公の場で訴えたという情報は秘匿性に乏しい情報との評価を免れない」（原判決90頁）等と、憲法13条により保護されるプライバシー権の範囲を限定した上で、本件各文書に氏名、所属政党、参加した本件派遣反対活動の内容等が記載されている本件内部文書に実名が記載されている（もしくは実名が推知できる）一審原告小澤和悦、同佐藤恵子、同松井美子、同山内梅良、同風間幸蔵、同渡部雅子（以下、これら6名を「一審原告小澤外5名個人情報記載一審原告ら」という）についても、地方議会議員の地位を有する者であること、過去に地方議会議員として立候補したこと、あるいは高い知名度を有している者であること等を主たる理由として、同人らに対する人格権侵害を認めなかった。

しかし、このような原審のプライバシー権の解釈は、以下に述べるとおり、憲法13条の解釈を誤ったものである。

2 プライバシー権は自己が欲しない他者に当該情報を取得・保有されない権利を含むものであること

(1) プライバシー権の要保護性に関する判例の判断枠組み

個人に関する情報を公権力により取得された際ににおけるプライバシーの要保護性について述べた判例として、前記早稲田大学名簿提出事件における最判平成15年9月12日（民集57巻8号973頁）が挙げられる。なお、当該事案は、大学が講演会出席者の個人情報を警察に渡したという事案であるため、公権力により個人情報が取得された場合におけるプライバシーの要保護性について判示したものとみることができる。

上記判例では、「学籍番号、氏名、住所及び電話番号に係る情報は、秘匿されるべき必要性は必ずしも高いものではないが、このような個人情報についても、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくないと考えるのは自然のことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、上記個人情報は、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」とされており、公権力により取得された個人情報の性質のみならず、当該個人情報を取得した主体に着目し、当該主体との関係においてプライバシーの要保護性を判断している。

同判例の判断枠組みを本件に当てはめれば、一般人の感受性を基準として、一審原告小澤外5名個人情報記載一審原告らが、本件内部各文書に記載された同各個人情報記載一審原告らに関する情報を、自衛隊（情報保全隊）に取得されることを欲しないといえるか否かが、プライバシー権としての要保護性が認められるか否かのメルクマールとなる。

なお、一審被告は、プライバシー権としての要保護性が認められるためには、宴のあと事件における三要件（①私事性②秘匿性③非公知性）が満たされねばならない旨主張しているが、公権力により個人に関する情報が取得されたことが問題となる本件において、非公知性が要件となる余地はない。この点、原審が、違法性の判断において、本件事案の性質から、非公知性を考慮要素として挙げなかつたことは正当である。また、私事性についても、独

立の要件ではなく、秘匿性の程度を判断する上での一考慮要素にとどまるものとみるべきである。

- (2) 原審は取得された情報の性質及び情報を取得した主体を考慮していない
ア 情報の秘匿性の程度は、情報の性質のみならず、当該情報を取得する者との関係で判断するべきものであること

個人情報記載一審原告らが情報保全隊に取得された情報の性質は、氏名等の単純な個人識別情報に限られず、参加した活動の内容、所属団体・政党、思想区分等という、通常、個人が公権力に取得、保有されることを欲しないもの（いわゆるセンシティブ情報）も含まれている。

そして、その情報の取得主体は、後述のとおり、軍隊としての実質を備える自衛隊のうち、その存在及び活動内容が秘密のベールに包まれている情報保全隊である。この点、原判決が認定したところによれば、「個人情報については、外部からの働きかけ等を行う人物を特定し、自衛隊への影響を判断した上で必要最小限の個人情報を収集するようにしている。収集すべき個人情報の中に氏名は含まれ、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係も含まれうる。」（判決同61頁）、「情報保全隊が、約1000人の隊員を有する組織であることも考慮すると、本件派遣終了後も、対象が何かはともかく、同隊による情報収集活動自体は継続されていることが推認できる」（判決同84～85頁）とされており、一度情報保全隊から「反自衛隊活動」を行う者としてマークされれば、その後も、継続的に監視され、所属団体、学歴、さらには、交友関係に至るまであらゆる個人情報を取得されることになる。

加えて、一審原告らは、自衛隊のイラク派遣・派兵に反対する活動を行っており、それを自衛隊（情報保全隊）が「反自衛隊活動」等と称して敵視していたことからすれば、一般人の感受性を基準とすれば、まさに、他者第三者に取得されることを欲しない情報を、自己が欲しない他者第三者に取得さ

れたものというべきである。

現に、原判決も、一審原告苦米地に関しては、「一審原告苦米地は・・・自衛隊の活動に反対する活動をしていたのであるから、本名及び職業（勤務先）を自衛隊に知られたくない感じることは自然なことと理解できる」（原判決92頁）として、情報を取得した主体に着目したうえで、秘匿性の程度を判断している。原判決の一審原告苦米地に関するプライバシー権侵害の判断は極めて正当なものと評価できる。

イ 一審原告小澤外5名個人情報記載一審原告ら（一審原告苦米地を含まない）について、自衛隊（情報保全隊）との関係で情報の秘匿性の程度を判断していないこと

しかしながら、原判決は、一審原告苦米地を除く個人情報記載一審原告らに関しては、同人らが地方議会議員等の地位にあったことから、「このような情報は、その性質上、有権者を含む他の第三者に了知されることを前提とする情報であると考えられ、その秘匿性がないか、極めて乏しいものと考えられる」（原判決88頁），等と、情報の取得主体をあえて抽象化したうえで、秘匿性の程度を判断しており、明らかに上記判例の判断枠組みから、さらにいえば、自らが一審原告苦米地に適用したルールからも逸脱するものである。

一般人の感受性を基準とすれば、一定範囲の有権者に対して自らの政治的な主張等を明らかにしている者、また、それがたとえ地方議会議員の地位を有する者であったとしても、自衛隊（情報保全隊）に対しては、自己の思想信条に関わる情報を含む個人に関する情報を取得・保有されることを欲しないことは明らかである。

実際、情報保全隊は、一審原告苦米地の反戦ライブで取得した情報から、同人の本名及び職業（勤務先）まで探索している。このように、一旦情報保全隊から監視の対象となれば、その圧倒的な人的・物的基盤により、さらに個人に関する情報を収集、蓄積していくこととなるのであり、単なる有権

者（私人）とは比較にならないほど、個人に関する情報を濫用される危険が高まるのである。また、情報保全隊は、本訴訟においてさえ、その具体的な活動内容を明らかにしない秘密の部隊であり、地方議会議員であっても、その不正を正すことは不可能なのであるから、単なる公権力とも異質なものである。

したがって、一審原告小澤外5名個人情報記載一審原告らが、有権者等の私人に対して、個人の思想信条等に関する情報を明らかにし、その限度でプライバシーを放棄していたとしても、そのことから、自衛隊（情報保全隊）に対しても、当該情報にかかるプライバシーを放棄していたことにはならず、原判決のプライバシー権（憲法13条）に対する解釈には明らかな誤りがある。

(3) 小括

以上のとおり、原判決は、一審原告苦米地を除く一審原告らに関しては、情報の取得主体を「自衛隊（情報保全隊）」とせずに、「有権者その他第三者」等としたうえで秘匿性の程度を判断しているため、本件におけるプライバシー権（憲法13条）に対する侵害の本質を見誤ったものであるといえる。

3 収集、保有された情報（被侵害利益）の性質に対する評価を誤っている

(1) 収集、保有された情報が思想信条に直結する情報であることが、プライバシー権を否定する方向に用いられていること

上記のとおり、原判決は、所属政党や政治活動の内容等の一審原告らの個人の信条に密接に関係する情報が、情報保全隊によって収集されたことを認めながらも、当該情報を収集された主体が地方議員等の地位を有する者である場合には、当該情報の性質が秘匿性の低いものとなる旨判示している。

しかし、本来、公権力によって取得された情報が、思想信条等に密接に関連する情報であった場合、取得された情報の性質としては、特に秘匿性の高いものであるという評価がなされるべきものであって、このことは、当該個

人の属性の有無に左右されないとみるべきである。なぜならば、地方議員等の地位を有する者であっても、単純な個人識別情報を公権力に取得される場合と個人の思想信条に直結する情報を公権力に取得される場合とでは、後者の方が前者よりも圧倒的に大きな精神的な負担が生じるからである。

そして、公権力に取得される情報の性質はプライバシーの要保護性を判断する上で、特に重要なファクターである。代表的な学説においても、個人に関する情報のうち道徳的自立の存在としての個人の実存にかかわる情報（プライバシー固有情報）は、公権力がその人の意に反して情報収集等を行うことが原則的に禁止されるものとされている（佐藤幸治「プライバシーと知る権利」法学セミナー359号18頁）。したがって、当該個人の属性により、安易にその性質を逆転させるべきものではなく、この点に関しても、原判決は、プライバシー権（憲法13条）の解釈を誤ったものといえる。

(2) 情報保全隊は、個人の思想を一方的に区分し、敵視していること

情報保全隊が、一審原告らの氏名やその具体的な活動内容を記録していたのみならず、一審原告らの思想区分を行い、また、一審原告らの活動に対し「反自衛隊活動」等という評価を加えていたことも、憲法上極めて問題である。

そもそも、自衛隊が、国民の思想を独自に区分し、その区分に着目して情報収集活動をしたり、また、その平和的活動を「反自衛隊活動」等いう形で敵視すること自体、思想弾圧に繋がるおそれのある行為として厳に禁止されるべきものである。また、自衛隊からそのような評価を受けることは、通常、強い恐怖感、抵抗感を覚えるものといえ、単なる個人情報を取得、保有される場合よりも、強度の人格権侵害を認めることができる。

しかしながら、原判決は、このような観点についても全く考慮しておらず、被侵害利益について考慮すべき事柄を考慮していない。

(3) 小括

以上のとおり、原判決は、プライバシー侵害を判断するうえで最も重要な被侵害利益の性質に関する評価を誤り、また、考慮すべきことを考慮していないものであり、プライバシー権（憲法13条）の解釈を誤ったものである。

4 行政機関保有個人情報保護法の趣旨等が斟酌されていないこと

(1) 第一審判決の判示

第一審判決は、行政機関保有個人情報保護法の条文を詳細に引用し、「遅くとも行政機関保有個人情報保護法が制定された平成15年5月30日までは、自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の情報をコントロールする権利は、法的に保護に値する利益として確立し、これが行政機関によって違法に侵害された場合には、国（一審被告）は、そのことにより個人に生じた損害を賠償するに至ったと解される」と判示した。

(2) 原判決の判示

それに対し、原判決は、行政機関保有個人情報保護法に規定する個人情報については、「個人に関する情報といつても極めて多種多様なものがあると考えられることからすれば、同法2条2項に定める個人情報に該当すれば、それが直ちに不法行為上、法的保護に値する個人に関する情報であるとまでは認め難い。」（原判決80頁）とし、また、自己情報コントロール権については、「その対象範囲、取得、保有、利用の提供のいずれの段階においても対象となるのかなど外延が必ずしも明らかでなくなく、不法行為法上、法的保護に値する権利としての成熟性を認め難い。しかしながら、個人情報保護の重要性が増したとの考えの下、…行政機関が取得、保有した個人に関するどのような情報がプライバシーとして法的保護に値するのか、行政機関のどのような行為がプライバシー侵害を構成するかなど検討するに当たっては、

自己情報コントロール権の考え方、また、個人の権利利益の保護をも目的としつつ行政機関としてあるべき姿を示したと考えられる行政機関保有個人情報保護法の定め（同法3条等）は斟酌されるべきものといえる。」（原判決同80～81頁）と判示したする。

このような原判決の判示内容は、第一審判決が示した現代におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）の内容を大きく後退させるものであり、いわば、時代遅れのプライバシー権論を掲げるものである。さらに、上記原判決は、一般論としては、自己情報コントロール権の考え方や議行政機関保有個人情報保護法の定めが斟酌されるべきものと謳いながらも、原判決における実際のプライバシー権の解釈やあてはめにおいては、それらが斟酌されたことを窺わせる記述は一片たりとも存在しない。

したがって、原判決は、同法の趣旨及び自己情報コントロール権（憲法13条）が有する意義について全く理解していないものといわざるを得ない。以下、敷衍する。

(3) 高度情報化社会の進展による個人情報保護の重要性が高まっていること
高度情報化社会の進展によって、情報の収集、蓄積、整理が容易になり、また、インターネットの発達により一度漏洩した情報は広く永続的に他者に晒されることとなる現代において、個人情報を保護する必要性は飛躍的に高まっている。そのような国民意識の変化を受けて、現在、行政機関保有個人情報保護法等の個人情報保護法制が確立している。

行政機関保有個人情報保護法では、行政機関（実質的に全ての行政機関が含まれる。）との関係においても、生存する個人の個人識別情報を一律に保護の対象とし（同法2条2項、個人識別情報の保護）、行政機関が、個人情報を保有するにあたっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定し、特定された利用目的の達成に必要な限度を超えてはならず、利用目的を変更する場合には変更前

の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならないとの義務を負っているほか（同法3条、保有制限），行政機関が本人から直接書面等に記録された当該本人の個人情報を取得するときは，原則として，あらかじめ本人に対し，その利用目的を明示しなければならず（同法4条，利用目的の明示），また，行政機関長の長は，保有個人情報の利用目的以外の利用・提供は原則として禁止される（同法8条，利用提供の制限）。さらに，何人も，当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ（同法12条1項，開示請求権），また，何人も，自己を本人とする個人情報につき，行政機関により適法に取得されたものでないとき，行政機関により同法3条2項に違反して保有されたとき等所定の場合には，当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる（同法36条，利用停止請求権）。加えて，個人情報ファイルについては，総務大臣への事前通知，個人情報ファイル簿の作成及び公表等特に厳格な規制が施されている（同法10条，11条，個人情報ファイルの規制）。

このような法制度の確立は，国民の意識の変化を反映したものであり，現在にあっては，少なくとも，同法に規定される内容の自己の個人に関する情報をコントロールする権利は具体化されているといえる。この点につき第一審判決が，自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己情報コントロール権を認めたことは極めて正当である。

(4) 原審判決では，法の規定する情報の収集・取得，保有の目的につき何ら検討されていないこと

ア 情報の取得，保有の目的，必要性は厳格に審査されなければならないこと
以上に述べたような国民意識の変化や権利の具体化は，本件においても十分に斟酌されるべきである。すなわち，行政機関が，単純な個人識別情報を取得，保有する場合においてさえ，利用目的の特定，明示，利用目的と朋友

情報の関連性等が求められるのであり、抽象的な目的によって広く個人に関する情報を、秘密裏に、取得、保有することは禁止されているのである。このように単純な個人識別情報についてさえ、その要保護性が高まっていることに鑑みれば、本件で取得されたようなセンシティブ情報については、更に高度な取得、保有制限がなされているとみるべきであり、その取得、保有の目的、必要性は、厳格に審査されなければならない。ましてや、それが本件のように秘密裏に行われたものであるとなれば尚更である。

そうであるにもかかわらず、原判決は、上記で述べたとおり、行政機関との関係におけるプライバシー権の範囲を相当狭く捉えており、また、次に述べるとおり、その目的、必要性についても極めて緩やかな審査を行っている。

イ 情報保全隊による一審原告らに対する情報収集・取得、保有の目的が全く明らかにされていないこと

(ア) 情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることは、後述のとおりである。もっとも、原判決の認定したところによれば、「情報保全隊の任務は、自衛隊の秘密を探知する動き、自衛隊の自衛隊の施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、隊員を不法なことに利用する動きなどの自衛隊に対する外部からの働きかけから部隊保全することにある。したがって、上記のようなことを行う可能性のある団体等に動き、活動、また、これらの団体等による隊員あるいは家族に対する接触状況等が情報収集の対象となる。」(原判決同60頁)とし、また、「収集した情報については、陸上幕僚監部に対する配布、あるいは陸上幕僚長の監督を受ける部隊あるいは機関等に対して配布する。その情報は、提供を受けた部署で活用される。」(原判決同61頁)とされている。

しかし、そうであれば、なぜ、「自衛隊の秘密を探知する動き、自衛隊の自衛隊の施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、隊員を不法なことに利用する動き」のいずれにも該当しないことが明らかである一審原告ら

の平和的活動（デモ、集会等）が、情報保全隊による情報収集の対象となつたのか、その目的との関連性が全く見いだせない。なお、原審は、「その（情報収集の※筆者補足）必要性の程度については、自衛隊として直接的な対応を迫られる可能性がある自衛隊若しくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動とそれ以外の行動とでは、差があるとみるのが相当である」（原判決85頁）としながらも、実際の各一審原告らのあてはめにおいては、そのような区別を一切しておらず、自衛隊若しくは隊員に直接的な働きかけを伴うものでないことが明らかである一審原告らの活動についても情報収集の必要性を簡単に認めている（この点は、第5点で詳論する）。

加えてそればかりか、平和的なデモを行っていた一審原告らの個人情報を、一体、どのような機関（部署）が、どのように利用していたのかという点も全く明らかにされていない。

（イ）したがって、原判決の認定した本件監視活動の目的を前提としても、行政機関保有個人情報保護法の趣旨等を斟酌すれば、一審原告らの個人に関する情報の収集及び保有が制限されるべきものであることは明らかである。原判決の示したところによれば、結局、自衛隊の活動に反対する者の中に一部でも犯罪的な行為等を行う者がいれば、イラク派遣・派兵に対し平和的手法によって反対する全ての市民集会・活動等に関する情報を、秘密裏に、収集し、記録し、保有、利用できることとなり、その利用目的も明らかにする必要がないこととなる。

このように原判決では、一般論としては、個人情報保護の重要性を謳いながらも、実際の判断においては、行政機関保有個人情報保護法等の趣旨を全くといつていいくほど考慮しておらず、利用目的の特定、明示、利用目的と保有情報の関連性等が要求される現代におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）（憲法13条）の重要性を全く理解していないものといわざるを得ない。

(5) 個人に関する情報が記録化され、保有される危険性を理解していない

原判決は、本件において、個人に関する情報が情報保全隊によって取得されるのみならず、その情報が、思想区分等されたうえで記録化され保有されていたという点についても何ら評価していない。

仮に、原判決のいうとおり、自衛隊に対する影響力を図るために、自衛隊のイラク派遣・派兵に関する活動について広く情報収集する必要があったとしても、一審原告らの活動は平和的なデモ活動等に止まるものであることが明らかだったのであるから、その活動内容を記録化して保有する必要も、情報収集活動を継続する必要も全くなかったはずである。そして、個人に関する情報を記録化され、保有されるということは、その他の様々な情報とデータマッチングされる（当該個人の経歴・活動等を一元化して把握される）危険があることを意味し、また、当該情報が他の行政機関や世間一般に流出する危険が生じることを意味するのであるから、高度情報化社会においては、プライバシー権に対する強度な制約となることを意味する（上述したとおり、行政機関保有個人情報保護法においても個人情報ファイルについては特に厳重な規制がなされている。）。

そして、原判決は、情報保全隊の情報収集態様として、「個人情報に関しては、外部からの働きかけ等を行う人物を特定し、自衛隊への影響を判断した上で必要最小限の個人情報を収集するようしている。収集すべき個人情報の中に氏名は含まれ、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係も含まれうる。」（原判決同61頁）と認定しているのであるから、まさに、法が厳格に規制している個人情報のデータマッチングが、情報保全隊によって行われていたのである。

しかし、原判決は、このような情報を記録化、保有することについての必要性や目的の正当性を言及しておらず、この点についても、現代におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）（憲法13条）の重要性を理解し

ていないものといわざるを得ない。

(6) 小括

以上のとおり、原判決は、高度情報化社会におけるプライバシー権の質の変容、個人に関する情報の保護の高まり、及び、それを受けた制定された行政機関保有個人情報保護法等の趣旨について、全く理解しておらず、現代におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）（憲法13条）の解釈を誤ったものである。

第2 思想良心の自由の侵害（憲法19条）及び平等原則違反（憲法14条1項）

1 思想・良心の自由の侵害

原判決は、情報保全隊が、一審原告らの「内心を推知したもの」、「反自衛隊でない思想を事実上強制したもの」、「思想による不利益扱いをするもの」とは理解しがたい等として、思想・良心の自由に対する権利侵害を認めなかつたが（原判決82頁），以下のとおり、その判断は、思想・良心の自由（憲法19条）の解釈を誤ったものである。

(1) 自衛隊が一審原告らの思想内容等を推知し、その思想内容等によって情報収集等の対象とするか否かの選別をしていたこと

ア 原判決の認定するところによれば、本件内部文書1の項目は、概ね「1全般」、「2 一般情勢」、「3 反自衛隊活動」、「4 外事」、「5 自衛隊に対するマスコミ動向」、「6 対象期間以前の事象」、「7 国内勢力の今後の取組予定」からなり、それぞれの項目において、「P（系）」、「S（系）」、「N L（系）」等の分類のもと、その活動内容が記載されている（原判決49～54頁）。また、本件内部文書2は、「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」と題する書面であり、その趣旨は、「自衛隊イラク派遣に対する国内勢力の反対動向に関する全国規模のものを週単位及び月単位でまとめたものであり、今後の国内勢力の動向について分析に資とする」ものであり、

同文書の項目は、概ね、「1 趣旨」、「2 期間」、「3 国内勢力の動向に関するコメント」からなり、上記3は、概ね「ア 全般」、「イ 革新政党」、「ウ 新左翼等」、「エ 労組」、「オ その他」から構成されることが認められている（原判決54頁～57頁）。

以上によれば、自衛隊（情報保全隊）が、一審原告らの所属政党や所属団体、あるいは、自衛隊のイラク派遣に反対する活動を行っているか否かに着目し、その氏名、所属政党・団体及び活動内容等の情報を収集し、保有するか否かを決めていたことは明らかである。

イ また、原判決においては、本件各内部文書には、それぞれ「引き続き、国内勢力による隊員（家族等含む）工作並びに隊員の動向に注目する必要がある」等と記載されていたことが認められているのであり、これによれば、一旦、自衛隊（情報保全隊）から「反自衛隊活動」等と認定されれば、その後も引き続き監視の対象となることとなることも明らかである。

したがって、自衛隊（情報保全隊）により監視されるという不利益を受けるか否かは、まさに、その個人の持つ思想信条やその政治活動の内容によって決せられることになるのである。

(2) 自衛隊による監視により思想・良心に対する制約が認められること

そして、以上のような自衛隊（情報保全隊）の監視活動の実態が明らかとなっている現状においては、一審原告らにとって、左派系の政治・市民団体、労働組合等に所属することや、自衛隊のイラク派遣に反対する活動に参加することに対し萎縮的な効果が生じているのであり、このことはごく自然なことと理解できる。これは、自衛隊が軍隊としての本質を有していることや情報収集等の究極的目的が「反自衛隊活動」等を「無力化」することであることに起因するものであって、単なる行政機関による個人情報の収集とパラレルに考えることはできない。常識的に考えても、自衛隊の秘密部隊である情報保全隊の監視対象となってまでデモや集会等の活動に参加しようと考える

者は少数であるといえる。

また、そのように個人が特定の思想や政治活動から遠ざけられることは、その結果として、当該個人の思想・良心が一定方向に誘導・形成されていくことを意味する。例えば、自衛隊のイラク派遣の反対する集会に参加しなければ、当該派遣の実態やそれに向けられている批判の内容等について知る機会が失われるのであり、そのことは、当該個人にとって自衛隊の活動に疑問を抱かせる機会を失わせることになるのである。また、世間体等を気にして、自衛隊から監視されるような活動には賛同したくないという心理が無意識のうちに働くことも人間の心理として十分考えられるところである。

このように、自衛隊（情報保全隊）監視活動は、確実に、一審原告らの思想信条を蝕んでおり、憲法19条が保障する思想・良心の自由に対する制約が認められるといわざるを得ない。

(3) 小括

以上により、一審原告らは、その個人の思想や政治活動の内容に着目され、甘受しがたい不利益を受けているのであり、また、特定の思想内容や政治活動から遠ざけられているのであるから、その思想・良心に対する制約が認められることは明らかであり、このことは、一審原告らの思想・良心の自由が違法に侵害されたことを意味する。いかなる理由によっても、個人は、その思想・良心を理由として公権力から不利に取り扱われてはならないからである。

そして、上記で指摘したとおり、一審原告らの思想や活動内容に何ら犯罪的要素等は存在しないのであるから、純粹に思想信条によって区別され、不利益な取扱いを受けているものといえるのであり、これを違憲と断じない理由はどこにも見当たらない。原判決が、思想・良心の自由（憲法19条）に対する解釈、適用を誤っていることは明白である。

2 平等権侵害（憲法14条1項）

また、上記1のとおり、自衛隊（情報保全隊）が、一審原告らの思想内容や政治活動の内容に着目して、監視するか否かを決定していることは明白であるから、このことは、思想・良心の自由に対する制約が認められるのと同時に、「信条」により「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定した憲法14条1項が保障する平等権に対する制約が認められることを意味する。

そして、上記で述べたとおり、本件において、自衛隊（情報保全隊）の一審原告らに対する監視行為が正当化される余地は皆無なのであるから、一審原告らは、その個人の思想内容（信条）によって不合理な区別（差別）を受けたといえ、憲法14条が保障する平等権の侵害も認められる。

第3 表現の自由に対する侵害（憲法21条）

1 一審原告らが監視行為を認識している必要はないこと

原判決は、「一審原告らが本件各文書に記載されたような活動をした当時、情報保全隊によって情報収集活動が行われていることを認識していなかつたことからすれば、当時において、情報保全隊の情報収集活動は、直接的に一審原告らの表現行為に対し萎縮効果をもたらすものではなかつたともいえる。したがつて、上記情報収集活動が、一審原告らの表現の自由を制約するものと評価することは相当でない。」と判示している（原判決82～83頁）。

しかし、一審原告らの萎縮効果が顕在化する以前の段階であったとしても、情報保全隊による本件監視行為が、客観的にみて、一審原告らの表現活動を萎縮させるに足るものである以上、それは、一審原告らの表現の自由を侵害するものである。当時、一審原告らが情報保全隊の監視行為を認識していなかつたとしても、その萎縮的効果は潜在的に存在していたのであり、それが後に顕在化している以上、当時においても、一審原告らの表現の自由は侵害されたといえる。そして、その萎縮的効果が顕在化した時、本件監視行為が秘密裏に行わ

れていたという事実は、一審原告らを疑心暗鬼・恐怖に陥らせ、強度の萎縮的効果を生じる。

上記原判決の内容は、表現の自由を脅かすような監視行為がなされても、そのことが公にさえならなければ問題にしないと言っているに等しく、不合理極まりないものである。

2 少なくとも、本件内部文書に実名が記載されている一審原告らについては表現の自由に対する強度な制約が認められること

(1) 原判決は、上記に引き続き、「一審原告らは、上記情報収集活動を知ってからはそれを前提とした対応を余儀なくされているから、一審原告らに対する萎縮効果は甚大である旨主張する。しかし、本件派遣反対活動が適法な形で行われる以上、その参加者に対して行政機関がそのゆえをもって不利益を課すことが許されることは明らかであるところ、上記活動等を契機として、同活動に参加した参加者らに何らかの具体的な不利益が生じたと認めるに足りる証拠はない」（原判決83頁）と判示している。

(2) しかし、係る原判決の判断が誤っていることは明らかである。

一審原告らは、いずれも自らが参加した集会やデモ等を情報保全隊が監視していたことを知り、言いようのない不気味さと不安な感情を引き起こさせられている。原判決は、「本件派遣反対行動が適法な形で行われる以上、その参加者に対して行政機関がそのゆえをもって不利益を課すことは許されない」とするが、適法な形で行われた集会・デモ等に参加した一審原告らがわが国で唯一の強力な武装組織集団である自衛隊によって監視されていたのであり、そのこと 자체が、参加者にとっては恐るべき事態の発生である。

係る不気味な不安感、そして、将来の表現活動に対する萎縮効果は、特に本件内部文書に実名が記載されている（もしくは実名が推知できる）一審原告小澤外5名においては極めて顕著である。以下、具体的に検討する。

本件の情報収集行為の主体は自衛隊であり、自衛隊はわが国で唯一の強力な

武装組織集団である。かかる組織が、一審原告小澤外 5 名が行った成人式における街頭宣伝、集会・デモ行進への参加または地方議会での議案提案等の派遣反対活動についてその情報を収集しているのである。そして、自衛隊の内部文書（甲 A 1 – 1 の 0 0 8 ~ 0 1 0 頁、0 3 7 頁）には、一審原告小澤を除く 5 名については実名を、一審原告小澤については実名が特定できる表記を掲げた上で、「P 系団体による街宣活動観察結果について」、（番号 2 2）「P 街宣観察結果」（番号 2 1）、「P 市議の街宣について（報告）」（番号 1 8）、「船岡駐屯地周辺自治体の成人式における対象勢力の活動状況」「新日本婦人の会大河原支部（P 系）」（番号 1 7）、「提出者は P 及び S 市議の連名で、賛成者も P 市議 2 名、S 市議 2 名の 4 名であり全会一致で採択」と記載されている。これらの記載において、情報保全隊は、一審原告小澤外 5 名に対して、「P」ないし「P 系」と差別的分類を行い、さらに、一審原告松井を「対象勢力」と表記し敵視している。これら一審原告小澤外 5 名の言動は「国内勢力の反対動向」、さらに「反自衛隊活動」と名指しされ、自衛隊が同人らを敵視していることが明確に示されている。

このように、自衛隊は、一審原告小澤外 5 名を他の国民と区別して敵視する差別的取扱いを行っているのである。そして、「国内勢力」「対象勢力」とされた一審原告小澤外 5 名については、同人の実名や P 系等の符号が、同人らが行った表現活動とともに自衛隊の内部資料として記録され保管され続けている。しかも、当時の情報保全隊隊長鈴木健によれば、一審原告小澤外 5 名のような「外部からの働きかけ」を行った者に関しては、「それらデモ行進等の内容に関する情報のほか、これを主催し、あるいは参加する関係者及び関係団体についての資料及び情報を収集整理する必要があります、それら活動の関係者及び関係団体が行う他の活動や当該関係団体等に所属する個人に係る資料や情報についても（略）収集整理する必要があります」（鈴木健陳述書（乙 4 0）4 頁）とされているのである。したがって、一審原告小澤外 5 名については、情報保全

隊によって同人らが行う他の活動、同人らが所属する団体及びその所属団体に所属する他の個人に関する資料や情報の収集もなされていることは明らかである。

さらに、陸上幕僚監部作成の「情報科運用（試行案）」及び「情報」によれば、自衛隊が、自衛隊イラク派遣に反対した一審原告小澤外5名を「作戦行動阻害勢力等」として、同人らに対する「探知活動」を引き続き行い、さらに、同人らに対して同文書記載の「無力化活動（撃滅、施設・機材の破壊等が含まれる）」を実施する危険すらあるのである。

これらを総合すれば、一審原告小澤外5名が、本件表現活動を行ったことにより、自衛隊から「国内勢力」、「対象勢力」、「作戦行動阻害勢力等」と指定され、「探知活動」や「無力化活動」がなされる危険はすでに発生しているといえる。

原判決は「参加者に何らかの具体的な不利益が生じたと認めるに足りる証拠はない」と判示するが、本件訴訟で明らかとなった内部文書、「情報科運用（試行案）」及び「情報」等の情報保全隊及び陸上幕僚監部が作成した文書並びに元情報保全隊隊長鈴木健の証言及び陳述書等を総合すれば、少なくとも一審原告渡部外5名に対する具体的な不利益がすでに発生しているといえる。

本件で明らかになった事実を総合すれば、自衛隊の一審原告小澤外5名に対する情報収集及び情報の記録保管は同人らの表現の自由に対する侵害行為であり、同人らに甚大な被害を与えたことは明らかである。

(3) 原判決は、さらに「将来同種活動等に参加することに消極的になることが一般的であるとは考え難い。」等と判示しているが、係る思考自体本末転倒と言わざるを得ない。

すなわち、自衛隊にその行動を監視されていることを知った一審原告ら、特に自衛隊に実名が把握された一審原告小澤外5名が将来同種活動等に参加することは、不利益が課されないと考えたためではない。たとえ不利益を受けたと

しても、戦前のように自衛隊を再び海外派兵させてはならない、戦争を放棄した平和憲法を守らねばならない、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（憲法第12条前段）という思いを抱いて、勇気を出して、情報保全隊が監視している集会等に参加しているのである。

あたかも将来同種活動に参加すれば表現の自由に対する問題は全くないかのごとき原判決の思考は、係る国民の心情に思いを寄せない非常識極まるものであり、社会的には到底受け入れられない誤った論理であり、御序で訂正されなければならない。

(4) 以上より、表現の自由侵害に関する原判決の判断は、一審原告ら、少なくとも自衛隊に実名を記録した一審原告小澤外5名に対する関係では破棄されなければならない。原判決が、憲法21条が保障する表現の自由に対する解釈、適用を誤っていることは明白である。

第4 監視等をされない自由の侵害(憲法13条)

1 原判決の内容

「監視等をされない自由」について、原判決は、「権利概念として必ずしも明確なものとは言い難い。その主張する内容には一部プライバシーが含まれると考えられるところ、その限度で権利が保護されとはいえるが、『監視等される』ということが、本件における情報保全隊による情報収集を含む意味を持つとすれば、前記したところからして、そのような権利が憲法13条によって保障されているとはいえない」と判示した。

しかし、「監視等をされない自由」は下記のとおり憲法13条によって保障されていると解すべきであるし、権利概念も下記のとおり明確であるから、原判決の判示は誤っている。

2 原判決の誤り

(1) 「監視等をされない自由」と私生活上の平穏保護の関係

そもそも国家や他者は、正当な理由なく国民の私生活上の平穏を脅かしてはならない。これを脅かすことは国民の人格権（憲法13条）を侵すことにつながることから、憲法理論上、プライバシー権や自己情報コントロール権の理論が発展してきた。たとえば、当初プライバシー権は「ひとりで放っておいてもらう権利」としてアメリカの判例において発展してきたものであるが、これも、国民の私生活上の平穏を保護しようとする点から出発している。

とすると、憲法13条が保護しようとする根本的な価値は個人の尊厳に直結する私生活の平穏であり、これを正当な理由なく脅かすような行為は許されない。プライバシーを侵害する情報収集行為、情報保管行為、情報利用行為等が許されないことと同じように、監視行為やつきまとい行為も、正当な理由なく国民の私生活上の平穏を脅かすものならば、許されないこととなる。

(2) 「監視等をされない自由」の具体的権利性

私人間でも、たとえばストーカーが被害者の具体的なプライバシー権を侵害しない場合であっても、正当な理由なく被害者に「つきまとい、待ち伏せし、道路に立ちふさがり」「通常所在する場所の付近において見張り」などの監視行為をすれば、現在、それらは違法なものとして、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という）や各種の迷惑防止条例によって規制される。たとえば警告や禁止命令等でつきまといや接近が禁止されるだけでなく、場合によっては刑罰や損害賠償の対象となる。

これらは、上記のような監視行為等によって個人の私生活上の平穏が脅かされることのないよう、現代の法制度が具体的方策を設けて配慮しているものである。とすれば、現在、上記のような意味での「監視等をされない自由」は、法的保護に値するものとして尊重され、既に具体的権利性を与えられているものと言える。そして、監視する者が私人であろうと国家機関であろう

と、監視される者の私生活上の平穏が脅かされることに変わりはなく、監視者が私人か国家機関かで区別する合理性はない。

にもかかわらず、原判決は、十分に検討することなく、「監視等をされない自由」の具体的権利性を否定しており、誤っている。

(3) 「監視等をされない自由」の定義

また、「監視等をされない自由」を定義づけることも、ストーカー規制法第2条第1項1号を参照すれば容易である。すなわち、「監視等されない自由」とは、国家によって正当な理由なく、つきまとい、待ち伏せ、見張りをされない自由、と定義することができる。これはストーカー規制法の構成要件となっているものであるから、明確性も十分に認められる。

(4) 一審被告の「監視等をされない自由」の侵害行為

本件で情報保全隊は、後述のとおり、正当な目的なく（真の目的は世論操作や弾圧を利用する目的）、市民がデモ行進や表現活動をしがちな、市民が通常集う場所において「待ち伏せ」し、「見張り」をし、デモ行進等に「つきまとい」、写真を撮ったり情報を収集したりしたのである。これが、「監視等をされない自由」を侵害することは明白である。

(5) 一審原告らの被害

実際、一審原告らは情報保全隊による監視行為によって、恐怖や不安を強く感じ（原判決はこの点は認定している）、私生活上もどこかで誰かに監視されるのではないか、家族や友人も監視されるのではないかと感じ、私生活上の平穏が害されている。

(6) 公開された場における権利・利益の保障

原判決は、違法性判断における考慮要素として、情報収集の態様、情報の私事性、秘匿性等を挙げており（原判決77頁）、一審原告らの一部が議員であることやデモ行進が公開された場で行われたことから、情報の私事性や秘匿性が高くないから違法性を認めない方向で判断していると思われる。し

かし、そのような単純化は許されない。

まず、議員であっても私生活上の平穏は保護されるべきであり、この点は一般市民と何ら異ならない。

次に、公開された場であっても、国民の私生活上の平穏に結びつく権利・利益は保障されるべきである。釜ヶ先監視カメラ事件（大阪地判平成6年4月27日・判時1515号116頁）は、「公共の場所にいるという一事によってプライバシーの利益が全く失われると解するのは相当でなく、もとより当該個人が一切のプライバシーの利益を放棄しているとみなすこともできない。したがって、監視の態様や程度の如何によってはなおプライバシーの利益を侵害するおそれがあるというべきである。」と判示し、公開された場においてもプライバシーの利益が保障されることを認めている。この理は「監視等されない自由」の場面にも当てはまる。

本件について検討すると、一審原告らの集会やデモ行進等が公開の場でなされるのは、その目的(世論への訴えかけ等)からして当然かつやむを得ないことである。また、ストーカー規制法は公開の場での監視やつきまといも区別なく規制している。さらに、一審原告らが参加した集会やデモ行進等は、思想信条というセンシティブな情報に密接に関連するものであるため、一審原告らが公権力によって自己の行動や集会やデモ行進等を監視されたくないと考えるのは当然であり、その利益・権利は憲法13条により保障されると考えるべきである。

第3点 主体に関する判断の誤り

第1 原判決の内容

原判決は、「ア 情報収集活動と法令上の根拠」として「一審原告らは、本件における情報保全隊による情報収集行為等は、一審原告らの人格に関する権利利

益を侵害するものであるにもかかわらず、法令上の根拠を欠くから違法である旨主張する。しかし、行政機関が行う情報収集活動について、常に個々の法律上の明文規定が必要とまで解されてはいない。自衛隊の施設等の情報保全業務（秘密保全、隊員保全、組織、行動等の資料及び情報の収集整理及び配付を行うこととされている自衛隊の情報保全隊（前提事実（3））において、収集の対象となる情報に個人に関する情報が含まれるとしても、そのゆえをもって直ちに個人の人格に関する権利利益が侵害されたということはできず、その法令上の根拠が明らかでないことから、直ちに、その収集行為が当該個人に対する関係で国賠法上、違法であるということはできない。）」とし、これに続き、「イ 違法性の判断」として「主に情報保全隊による本件派遣反対活動に関する情報の収集行為が一審原告らとの関係において、国賠法上、違法性を有するかどうかが問題となっているところ、この点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある。」（原判決76・77頁）との規範を定立した上、一審被告による本件各監視行為の違法性を検討している。

第2 原判決の誤り

しかしながら、原判決は、その規範定立及び検討において、本件各監視行為の実行者、すなわち加害行為の「主体」の問題を大きく見誤り、もって憲法解釈を誤るものである。

1 加害行為の「主体」の属性把握を見落としている

- (1) 原判決は、「一審原告小澤和悦は、・・・報道によって本件各文書の存在を知り恐怖感を覚えたことが認められる。」（原判決65・66頁）、「一審原告佐藤恵子は、・・・新聞報道によって本件各文書の存在を知り極めて不快に思ったことが認められる。」（原判決66頁）、「一審原告松井は、・・・報道等によって本件各文書の存在を知り大きな驚きと恐怖感を覚えたことが認め

られる。」(原判決68頁),「一審原告山内は、日本共産党の発表によって本件各文書の存在を知り、政治活動に対する妨害がされ不快であり恐怖感を覚えたことが認められる。」(原判決69頁),「一審原告大宮は、・・・本件各文書が公表される前に日本共産党からの問い合わせによって本件文書1(1)に同原告が関与した街宣活動等集会に関する記載があることを知り、戦争中に戦争反対勢力を取り締まって弾圧したその歴史が繰り返されるのではないかと衝撃と驚きを覚えたことが認められる。」(原判決69・70頁)などと、一審被告による本件各監視行為及びこれを記載した本件各内部文書によって一審原告らに甚大な精神的苦痛が生じていることを認定している。

- (2) 係る一審原告らの甚大な精神的苦痛は、一審被告による本件各監視行為及びこれを記載した本件各内部文書によって生じているところ、当然、精神的苦痛は加害者の具体的属性との関係で成立し把握されるものである。例えば、「殺すぞ」という文言が、暴力団員或いは暴力団組織を背後に控えた者から申し向けられる場合と、小学生から申し向けられる場合とでは、同じ「殺すぞ」との脅迫的文言の発言行為であっても、被害者の受ける恐怖、不安等が著しく異なることを指摘するまでもなく、加害行為の違法性把握のためには、『加害者が如何なる者か』という加害行為者の主体性・属性が極めて重要な必要不可欠の検討要素なのである。とりわけ、保護法益が人格権はじめとする精神的自由に関わる場合、すなわち、精神的苦痛(慰謝料)が問題とされる場合には、被害者の精神面における恐怖、苦痛等は、まさに『加害者との関係性』で発生し増大させられるものであるから、『加害者が如何なる者か』という加害者の主体性・属性の検討無くして、正しい判断は行いえない。
- (3) これを原判決についてみれば、上記のとおり「情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある。」(原判決76・77頁)との規範を定立し、かろうじて「態様」の面で加害行為者の属性を

検討し得る余地がなくはないものの、その後の検討において、全くもって加害行為の主体性・属性の検討はなされていない。

- (4) この点、原判決は、「行政機関は、私人とは異なり、情報収集能力に優れ、個人に関する情報が蓄積されやすい」（原判決86頁）などと述べていることからすると、本件各監視行為及びこれを記載した本件各内部文書が、（後述の）実質上軍隊である自衛隊によって実行されたという本質に思い至らず、単なる「行政機関」の行為として検討してしまっていた誤りを露呈するに至っている。

2 加害行為の主体性・属性把握は確立した判例・学説規範である

- (1) 京都府学連事件における最判昭和44年12月24日（刑集23巻12号1625頁）が「警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」と述べ、また、前科照会事件における最判昭和56年4月14日（民集35巻3号620）が、「市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。」と述べ、その伊藤正己裁判官の補足意見において「昭和22年地方自治法の施行に際して市町村の機能から犯罪人名簿が除外されたが、その後も実際上市町村役場に犯罪人名簿が作成保護されているのは、公職選挙法の定めるところにより選挙権及び被選挙権の調査をする必要があることによるものであること」と述べ、さらに、早稲田大学名簿提出事件における最判平成15年9月12日（民集57巻8号973頁）が、「同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めるることは容易であったと考えられ」と述べていることは、いずれも加害行為者の主体性・属性によって違法性判断がなされることを示すものである。

(2) 係る規範は、国家賠償法は、民法の損害賠償の特別法であり、民法709条の「権利」は「違法性」と把握され、「被侵害利益の性質と侵害行為の態様との相関関係から違法性を判断」（加藤一郎『不法行為』法律学全集37頁）するのが通説とされ、上記最判平成15年9月の最高裁調査官解説においても「被侵害利益の性質と侵害行為の態様の相関関係において考察すべきであるという『相関関係理論』又は『相関関係説』（我妻榮・事務管理・不当利得・不法行為125頁、加藤一郎・不法行為[増補版]106頁など）が従来の通説である。」と述べられるとおりである（最判解説民事篇平成15年度（下）478頁）。

(3) 本件各監視行為及びこれを記載した本件各内部文書の実行・作成は、24万人を越える隊員を有し、5兆円に近い年間予算を有する、世界でも屈指の武力を保有する高度専門職能集団たる軍隊である自衛隊によって実行された行為なのである。係る点において、一般の行政機関はもとより警察や公安調査庁のような行政機関が行ったものとも、質・量・効果の点で著しく異なるのである。

本件各監視行為及び情報収集行為の違法性を検討する際にも、係る加害行為の主体である自衛隊の具体的属性が十分に踏まえられなければならない。しかしながら、原判決は、本件加害行為の主体が「自衛隊」であるという点に関する実質的な検討を何ら行っていないのであり、係る点において、憲法解釈を誤るものである。

3 加害行為の主体「自衛隊情報保全隊」の実態

本件で問題となっている一審原告らに対する監視行為（情報収集・記録・保管等行為）はいずれも自衛隊情報保全隊によってなされている。すなわち、本件国家賠償請求の特徴かつ本質は、加害行為の主体が自衛隊情報保全隊であることがある。

自衛隊は、言うまでもなく、わが国で唯一の強力な武装組織集団である。ま

た、日本国憲法第9条2項との関係において、現在も、自衛隊自体の違憲性が問題となっており、多くの憲法学者が自衛隊の違憲性を主張し、司法の場においても、いわゆる長沼事件では下級審で違憲判決が言い渡されており、最高裁の立場も自衛隊が明確に合憲と断言してはいない。また、合憲の立場においても、武装組織集団という特殊性から、自衛隊に対しては厳格なシビリアン・コントロール（文民統制）が求められていることは異論のないところと解される。

このような他の行政機関とは異なる自衛隊の特殊性及び憲法上の問題は、本件においても看過されなければならないものであり、自衛隊（情報保全隊）の情報収集活動の合法性・妥当性には慎重な判断が求められるのである。

これに関連して、日本近現代政治軍事史及び現代政治軍事論（特に政軍関係史論）を専門とする嶺嶽厚山口大学教授は、本件訴訟に提出した意見書「自衛隊の国民監視業務の位置と役割－国民への監視と恫喝実態とその背景－」（甲A20）において、「昨今における自衛隊の政治介入や国民統制への動きについて、深い危惧の念を抱くようにな」った（5頁）と述べた上で、本件加害行為の主体である自衛隊及び情報保全隊について、以下の指摘を行っている。

「自衛隊は現在（注：本意見書作成の2010年（平成22年）当時：一審原告ら訴訟代理人）24万余の隊員を抱え、世界でも屈指の武力を保有する高度専門職能集団です。」（33頁）、「（情報）保全隊は、2003年3月に調査隊を強化して設置された900人の隊員をもつ組織です。中央調査隊が1967（昭和42）年の発足の人員が約60名であったことを考えると大きく膨れ上がったことになります。」（22頁）、「保全隊の本来任務は、（略）要するに、自衛隊内部の文書や情報が外部に漏洩することを防止することが本来任務とし、いわゆる組織防衛の必要から設置された自衛隊内向け組織であるとしています。（22～23頁）。「このような組織を規定する『訓令』や『達』、さらには中谷答弁から、国民を監視対象にするという任務はないことになります。従って、額面通り受け取ると、国民を敵視するような監視業務が許容される根拠

は絶無なのです。」（23頁）、「それでも自衛隊が細部にわたって国民監視を強行している理由は、一体どこにあるのでしょうか。以下、三点だけ挙げておきましょう。第一は、自衛隊の高級幹部の意識の変化だと思います。（略）彼らにとって、国民防衛より国家防衛の方を優先しますので、国家防衛を全うするためには、これを阻害するあらゆる存在は、例えそれが自国民であっても容赦しない、という意識が支配していると思われます。（略）すでに彼らの意識の上で、「国民」は路傍の石でしかないかも知れません。第二には、自衛隊が名実ともに「国防軍」としての性格を蓄積してきたことです。つまり、「国防軍」とは、国家防衛のために完璧を期そうとするものです。しかも、平時であっても、事実上の「戦時」状態と想定しつつ、あらゆる手段を講じて、いつ戦時になっても対応可能な態勢を敷きたい、と考えるのです。こうした強い姿勢が、過剰なまでの細部にわたる国民監視態勢を敷く結果に繋がっているのです。第三には、国民への、ある種の不信感が根底にあると思われます。（略）自衛隊の動向に異議を唱えそうな市民や組織への強い抵抗感情を募らせているのです。こうしたことから、勢い細部にわたる国民監視という行為になって表れているのです。」（23～24頁）。

その上で、纏纏厚教授は、情報保全隊と「戦前の憲兵の酷似性」を次のように指摘する。「第一に、情報収集の対象が（略）医療費、年金、消費税など国民生活に直結する課題への反応も情報収集の対象としているのです。つまり、国民の関心対象が、原則すべて情報収集の対象としているのです。このことは保全隊が自衛官の秘密保守義務を監視するという役割から、大きく逸脱していることを意味します。第二に、その監視業務の範囲が極めて広範囲にわたっていることです。（略）国民監視体制が、すでに相当の予算と人員を投入して出来上がっているのです。第三に、そのなかにあっても「P」（＝日本共産党）への監視が極めて重要視されていることです。（略）その点では、戦前期の特高や憲兵の監視対象が日本共産党系の個人や団体に重きを置いていたのと同様

です。第四に、反戦平和運動への過剰なまでの警戒心です。（略）第五に、個人情報に強い関心を示していることです。（略）以上にあげた特徴を踏まえて言うならば、ひとつには保全隊の業務内容が戦前の憲兵組織と全く同質であることを確認できることです。」（29頁）。

また、纏纏厚教授は、「今回の国民監視業務が『憲兵政治』の復活と繰り返し批判されるのは、何よりも法を遵守する義務を負う自衛隊組織が、憲法の基本原理を全く理解していないことあります。あるいは、違法行為と知りながら、違法行為を犯すことで国民監視業務を強行し、国民への平時からする恫喝を暗に推し進めているか、どちらかであります。」と指摘し、具体的問題として、「第一の問題は、（略）明らかに憲法13条で保障されるプライバシー権の侵害に該当します。（略）保全隊の行為は民主主義への挑戦あるいは民主主義の解体を目論んだ行為と批判されても仕方ない行為です。（略）第二の問題は、市民労働者の権利として許容されている集会やデモへの事実上の圧力行為から派生する表現の自由への侵害行為であります。（略）第三の問題は、自衛隊の監視業務が労働者市民あるいは世論一般の反発を浴びながらも、それでも数多の人々のなかに、ある種の自己規制・自己検閲的な空気を醸成してしまうことです。」（33～34頁）。

その上で、纏纏厚教授は「（自衛隊という）巨大な武力組織が、その豊富な人材と資金を投入して、細部にわたる国民監視業務を続けていたこと自体、大変な脅威です。」（33頁）と警告しているのである。

本件の加害行為の主体である自衛隊が、一般の行政機関はもとより警察や公安調査庁のような行政機関の監視行為などとは質、量、効果の点で全く異なるものであることは、以上より明らかであり、本件各監視行為及び情報収集行為の違法性を検討する際にも、係る自衛隊の具体的属性が十分に踏まえられなければならない。

第4点 情報収集の目的・必要性に係る解釈の誤り

第1 はじめに

原判決は、「憲法13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有する」としつつも、自衛隊情報保全隊による監視行為の必要性を認め、一審原告らに対する監視行為を適法と判断した。

憲法13条後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とし、公共の福祉による国民の権利の制約を認めつつも、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を最大限尊重された限りでの制約に限定を加えている。原判決は、自衛隊情報保全隊による監視活動による真の目的を見誤り、結果、「公共の福祉」の原理で許されうる範囲を超えた国民の権利侵害を肯定する判決を下した。

かかる認定は、憲法13条の解釈を誤るものであり、違憲である。

第2 原判決の内容

原判決は、「少なくとも平成15年11月から平成16年2月までの間、情報保全隊は、本件派遣反対活動に関する情報を全国的にまた詳細に収集したことが認められる」とした上で、本件情報収集行為の目的及び必要性について、「当時、本件派遣反対活動としては、全国各地で同活動に関する集会の開催、デモ行進、署名活動等が行われたほか、自衛隊若しくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動としては、前記…の事象等が発生していたところであり、本件派遣反対活動について、情報保全隊が把握した件数は多いときで1週間に100件を超えていたというのであるから、一審被告の方針にしたがって、本件派遣の遂行、その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、隊員を保全するという目的で、

その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要性があると判断したことは相当の理由があったというべきである。そして、その目的からすれば、上記活動そのものの情報収集が主眼であり、特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としていたとは考え難い。」（原判決77頁）と判示している。

第3 目的に関する判断の誤り

しかし、上記「特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としたとは考え難い」との原判決の判断が誤っていることは、原判決自身が「本件各文書につき、真の原本が存在し、かつ、これらが情報保全隊によって作成されたと認めるのが相当である」とした内部文書（甲A1-1及び1-2）からも明らかである。

すなわち、下記のとおり、内部文書には特定の個人に関する夥しい情報が記載されており、これは、情報保全隊の情報収集が上記活動と同時に特定の個人に関する情報収集を主眼に置いていたことを如実に示すものである（なお、氏名の墨塗りは、内部文書を公表した日本共産党が行なったのであり、原本は氏名が明記されている）。

記

「■■■■■ ((熊本) 県労連事務局長)」（85頁一覧表No.73）、「■■■■■ (大分県原水協事務局長)」（85頁一覧表No.76）、「■■■■■ (戦旗・両川派)」（85頁一覧表、No.81）、「■■■■■ (長崎大教授)」（85頁一覧表No.84）、「■■■■■ ((鹿児島県) 平和運動センター議長)」（85頁一覧表No.85）、「■■■■■ ((鹿児島県) 憲法を守る会副会長)」（85頁一覧表No.85）、「■■■■■ (伊佐・姶良ブロック平和運動センター議長)」（98頁一覧表No.20）、「■■■■■ ((沖縄) 平和運動センター議長)」（98頁一覧表No.21）、「■■■■■ (札幌大学法学部助教授)」（99頁一覧表No.14）、「■■■■■ (道平和運動フォーラム副代表・

北教組副委員長)」(99頁一覽表No.16),「■■■■■(札幌大学法学部助教授)」(99頁一覽表No.18),「■■■■■(日本ボランティアセンター)」(99頁一覽表No.20),「■■■■■(旭川地区連合会長)」(99頁一覽表No.21),「■■■■■(日共・佐世保市議)」(102頁一覽表No.58),「■■■■■((熊本県)民医連事務局次長)及び■■■■■(戦争を許さない!熊本県民連絡会代表)」(102頁No.60),「■■■■■(S佐賀県連代表)」,「■■■■■((長崎県)島原地区労議長)」(102頁一覽表No.65),「■■■■■((沖縄県)中部地区労議長)」(102頁一覽表No.66),「■■■■■(沖教組国頭支部委員長)」(103頁No.68),「■■■■■((熊本県)自衛隊のイラク派遣を考える直鞍地区実行委委員長)」(103頁一覽表No.70),「■■■■■(熊本県)■■■住職)」(103頁一覽表No.72),「■■■■■,■■■■■,■■■■■,■■■■■(非戦・平和を願う仏教者ウォーク・イン熊本実行委員会)」(県新社会党副委員長)(同上),「■■■■■(元防衛庁教育訓練局長)■■■■■(自衛官と市民をつなぐ人権ホットライン代表)■■■■■(朝日新聞外報部記者)」(118頁一覽表No.27),「■■■■■((青森県)有事法制反対東青連絡会代表)」(119頁No.32),「■■■■■(フリージャーナリスト)」(120頁No.一覽表52),「■■■■■(週刊MDS記者)」(121頁一覽表No.73),「■■■■■(佐世保市議),■■■■■(民商)」(122頁一覽表No.84),「■■■■■(有事法制反対大分県連絡会会长)」(122頁一覽表No.85),「■■■■■(熊本県)民医連事務局次長)」(122頁一覽表No.86),「■■■■■(有事法制に反対する長崎県連絡会会长),■■■■■(同事務局長)」(122頁一覽表No.87),「■■■■■(佐世保市議),■■■■■(平和委事務局長),■■■■■(佐世保民商事務局長),■■■■■(北部地区常任),■■■■■(佐世保民商,■■■■■(新婦人の会)」(122頁No.88),「■■■■■(沖縄県統一行動連絡会議代表幹事)」(122頁一覽表No.89),「■■■■■(熊本県)県労連)」(123頁一覽表No.90),「■■■■■(反戦歌手)」(123頁一覽表No.92),「■■■■■(鹿児島県憲法を守る会代表・鹿大教授),■■■■■(S県連代表),■■■■■(平和運動センター

議長)」(123頁一覧表No.93),「■■■■ (佐世保地区労副議長)」(123頁一覧表94),「■■■■ ((長崎県) 県職組委員長)」(123頁No.95),「■■■■ ((沖縄県) 北部地区労議長)」(123頁No.96),「■■■■■ (沖縄県平和運動センター議長)」(123頁一覧表No.99),「映画監督山田洋次」(135頁),「■■■■■ (カナダ人酪農家・クリスチャン・ピースメーカー・チーム)」(144頁一覧表No.33),「■■■■■ (神奈川労連議長)」(145頁一覧表No.48),「■■■■■ (アジアプレス・インターナショナル)」(146頁一覧表No.63),「■■■■■ (S熊本県連)」(147頁一覧表No.76),「■■■■■ ((宮崎県) 平和委)」(147頁一覧表No.77),「■■■■■ ((熊本県) 県労連事務局長)」(147頁一覧表No.78),「■■■■■ (佐世保市議・原水協理事)」(147頁一覧表No.79),「■■■■■ (熊本市議・S熊本県連幹事長)」(147頁一覧表No.82),「■■■■■ ((宮崎県) 県労組会議議長)」(147頁一覧表No.83),「■■■■■ ((鹿児島県) 曽於地区平和運動センター), ■■■■■ (S曾於支部)」(147頁一覧表No.84),「■■■■■ (熊本市議・S熊本県連幹事長), ■■■■■ (くまもと21労組会議事務局長)」(147頁一覧表No.85),「■■■■■ ((長崎県) 大村地区労議長), ■■■■■ (S大村市議)」(148頁一覧表No.87),「■■■■■ (前S衆議院)」(148頁一覧表No.88),「■■■■■ ((大分県) S県議・3期)」(148頁一覧表No.89),「■■■■■ (佐賀県平和運動センター議長)」(148頁一覧表No.90),「■■■■■ (平和憲法を守る熊本県民会議議長), ■■■■■ (連合熊本会長)」(148頁一覧表No.91),「東京新聞現地特派員・A」(155頁, (5), ア),「某報道機関記者のB」(155頁, (5), ア),「フリー・ジャーナリストのC」(155頁, (5), イ),「NGO代表・a及び反戦市民団体代表・画家の(a)」(155頁, (5), イ),「■■■■■と歩む会」(158頁・一覧表No.7),「S宝塚市議『■■■■』関係者」(158頁・一覧表No.7),「生活者ネット小平市議■■■■■」(159頁・一覧表No.15),「生活者ネットの■■■■■」(159頁・一覧表No.15),「自衛隊誹謗葉書送付 (■■■■■ (北大名誉教授))」(159頁・一覧表No.9),「弁

護士の■■■■」(159頁・一覧表No.16),「北区議■■■■(P)」(160頁・一覧表No.26),「元自関係：元自の■■■■の参加が確認された」(160頁・一覧表No.26),「相模原市議■■■■等」(160頁・一覧表No.27),「■■■■(県新婦人・子供劇場)」(161頁・一覧表No.39),「■■■■(県民青同委員長)」(161頁・一覧表No.39),「■■■■(県労連)」(161頁・一覧表No.41),「■■■■(同委員会常任委)」(161頁・一覧表No.42),「イラク派兵に反対する宮崎女性の会(代表：■■■■)」(161頁・一覧表No.43),「アメリカのイラク攻撃を許さない実行委員会(代表：■■■■)」(161頁・一覧表No.44),「■■■■(同代表)」(161頁・一覧表No.44),「■■■■(S日田総支部長)」(161頁・一覧表No.44),「鹿児島県・北薩地区平和運動センター(議長■■■■)」(162頁・一覧表No.50),「■■■■(同議長)」(162頁・一覧表No.50),「■■■■(同センター議長)」(162頁・一覧表No.51),「■■■■(S大分市議・2期)」(162頁・一覧表No.52),「■■■■(S大分県議・1期)」(162頁・一覧表No.53),「■■■■(S大分市議・2期)」(162頁・一覧表No.53),「イラク国際戦犯民衆法廷沖縄公聴会, ■■■■(元沖縄組委員長), ■■■■(牧師, 平和市民連絡会) ら沖縄県内在住の市民団体メンバー5名」(162頁・一覧表No.54),「沖縄県弁護士会(■■■■会長)」(162頁・一覧表No.55)。

また, 元情報保全隊隊長の鈴木健証人は, 本件情報収集について, 「情報保全隊が, デモ, 集会等において写真機を使用する場合も, 場合によってはあり得る」,(第6回口頭弁論における鈴木証人調書16頁),「(東北方面情報保全隊が一般市民のデモ行進等について写真を撮ることは) 情報保全隊の中の部隊でありますので, そういうこともあり得る」(同17頁)と証言し, その際使用している写真機には「(望遠レンズも) 装備をしていた」(同20頁), 使用したカメラは「デジタルである場合もあるし, アナログである場合もあった」(同22頁)と証言している。鈴木証人は上記尋問の中で, デモ行進の撮影は「デモ行進の全般の景

況、あるいは、風景、こういったものを撮ることを目的としております」とさかんに弁明しているが、係る弁明が虚偽であることは、甲A 1－2に記録された各写真をみれば明らかである。例えば132頁下のデモ行進（民主・社民・連合750名による札幌市内行進（16.2.7））の2枚の写真の左側写真はデモ行進の全般の景況を撮影したともいえるが、右側写真はデモ行進参加者の中の横断幕を持った特定の個人の顔を大写ししている。この顔写真の撮影に望遠レンズ（ズーム機能）が使用されたことは、左右の写真を比較すれば一目瞭然である。「上記活動そのものの情報収集が主眼であり、特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としていたものとは考え難い」という原判決の判断は、情報保全隊自身が撮影した写真によっても見事に否定されているのである。

そもそも、原判決自身が「情報保全隊は、一審原告苦米地のライブ活動を契機として、同原告の本名及び職業（勤務先）を探索し、また、今後のライブ活動の予定に関する情報を収集したものと認めるのが相当である」（原判決91頁）と、情報保全隊が「特定の個人に関する情報をことさら収集していた」事実を認定しているのである。そして、情報保全隊が一審原告苦米地に対してだけ特別の扱いをしなければならない理由は存在しない。このことは、一審原告苦米地に対して情報保全隊が行った「特定の個人に関する情報を収集する」行為こそ、情報保全隊が通常行っている情報収集行為なのである。

原判決の上記判断が憲法に違反していることは、本件の関係各証拠及び社会通念（経験則）に照らして明らかである。

第4 必要性に関する判断の誤り

さらに、同じく原判決自身が「本件各文書につき、真の原本が存在し、かつ、これらが情報保全隊によって作成されたと認めるのが相当である」とした内部文書（甲A 1－1 及び1－2）からすれば、原判決の「一審被告（国）の方針にしたがって、本件派遣の遂行、その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、

隊員を保全するという目的で、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要性があると判断したことは相当の理由があった」（原判決77頁）という認定についても、明らかな誤りというべきである。

すなわち、原判決が「必要性」を認めた本件情報収集行為は自衛隊のイラク派遣行為に伴うものである。そして、自衛隊のイラク派遣は、2003年（平成15年）3月20日に米・英軍がイラク攻撃を開始したことに端を発し、同年7月26日にいわゆる「イラク特措法」が成立（施行は8月1日）し、この法律に基づいて、同年12月26日に航空自衛隊先遣隊をイラク・クウェートに派遣し、翌04年（平成16年）1月16日に陸上自衛隊がイラク南部ムサンナ州サマワに派遣、同月22日に航空自衛隊がクウェートに出発するという経緯をたどっている。原判決は、係る自衛隊派遣に関する経緯を当然の前提とした上で、「本件派遣の遂行、その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、隊員を保全するという目的で、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要性があると判断したことは相当の理由があつた」としたのである。

ところが、本件内部文書をみると、本件で問題となっている情報保全隊の一審原告らに対する情報収集活動は、上記の原判決認定とは異なり、自衛隊イラク派遣どころか、米・英軍がイラクを攻撃する2003（平成15）年3月20日より前からなされている。すなわち、情報保全隊（正確にはその前身の「調査隊」）は、2003（平成15）年1月、一審原告佐藤恵子（以下、「一審原告佐藤」という）に対して、同人が多賀城市成人式で行った街宣を監視（情報収集）していたのである。これは、東北方面情報保全隊作成の内部文書（甲A1-1の009頁、番号「18」）に、同人の2004（平成16年）年1月11日の成人式での街宣の内容を記載したことに加え、「○参考事項」として「前年（すなわち2003（平成15）年も、同一人物、同一要領による取組を実施）と明記され

ていることから明らかである。

このように、そもそも米・英軍によるイラク戦争が始まる前から一審原告佐藤に対する情報収集行為（監視活動）がなされていたことは、情報保全隊の国民監視の目的が自衛隊イラク派遣とは関係ないことを示している。そして、このことは、本件内部文書（甲A 1－1 及び 1－2）に記録された情報保全隊の情報収集が、「医療費負担増の凍結・見直し」、「国民春闘」、「年金制度改悪反対」、「消費税増税反対」等の自衛隊派遣とは全く関係のない街宣・署名等など広範囲に及んでいることからも明らかである。

以上から、原判決の「情報収集行為の目的及び必要性」に関する立論全体が誤りであり、かつ、経験則に反していることは明らかである。

情報保全隊の行っている国民監視（情報収集）には何の歯止めもなされておらず、情報保全隊が必要と考えるならどのような事項についても行っているのである。かかる実態を踏まえれば、その中の一部に自衛隊派遣に関するものが含まれているとしても、その部分だけ正当な目的があるとすべきではなく、情報収集行為そのものの目的・正当性を否定するべきである。

なお、原判決の認定を前提にしても、一審原告佐藤の2003年（平成15年）1月の成人式における街宣に関する情報収集は、原判決認定の「必要性」がなく、また、「正当な目的」によるものでもないことは明らかであるから、違法な情報収集行為に該当し、この点について原判決は破棄されなければならない。

第5 個別具体的な事情を捨象した判断の誤り

さらに、原判決は、派遣反対活動の様々な態様・内容を無視して、全ての派遣反対活動を一括りにして情報収集の必要性を均一に認めているが、極めて粗雑な判断であるとともに人権保障の観点が欠落した認定だと言わざるを得ない。

一審原告らの本件派遣反対行動の態様・内容は、原判決の認定する「全国各地で同活動に関する集会の開催、デモ行進、署名活動等」という態様・内容、すな

わち一般市民や世論に訴える純粹な表現活動であり、「自衛隊若しくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動」はほとんど行っていない。係る一審原告らの表現活動の自由は、民主政治の根幹をなす重要な基本的人権であり、国政において最大の尊重を要するものである。この点において、自衛隊若しくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動とは、決定的な差異がある。

さらに、原判決の「必要性」肯定の論理は、「⑥防衛省建物や駐屯地に対する飛翔物の発射、⑦派遣部隊が乗ったバスの経路を妨害する行動等」があったことをもって「(一審原告らの純粹な表現活動を含む) 上記活動全般について情報を収集する必要がある」ことを認めるものである。⑥及び⑦の行為は、業務妨害罪や公務執行妨害罪等の犯罪行為に該当する行為ともいえる。一審原告らの純粹な表現活動をこのような問題行為と同一視して均一な情報収集の必要性を肯定することは、裁判所の判断としてはあまりに乱暴であり、明らかに論理の飛躍があると言うほかない。

第6　自衛隊が公表した「情報科運用(試行案)」及び「情報」を無視した判断の誤り
情報保全隊の情報収集行為の目的・正当性を判断するための重要な文書として、陸上幕僚監部作成の「情報科運用(試行案)」(甲A76-1～76-3)及び同「情報」(甲A77-1～77-3)が法廷に提出されている。これらの文書は、情報開示請求に対して防衛大臣が開示した行政文書開示決定に基づき公開されたものであり、書証の成立及び内容について争う余地のない公文書である。
これらの文書には、本件で問題となっている情報保全隊の情報収集に関連する内容が記載されている。また、行政行為は一般的に継続されるものであり、社会通念上、上記各文書記載の情報に関する運用は(一審被告が否定する等の事情がない場合)情報保全隊をはじめとする自衛隊内でなされると解される。

ところが、原判決は、何の説明もなしに、情報保全隊の情報収集が記載された上記各公文書の存在及びその内容を全く無視したまま、情報収集の目的と必要性

を論じている。係る偏頗な証拠の取扱いによる事実認定は、通常の民事訴訟ではありえないものであり、司法の公正さに対する信頼を損なうものとさえ言える。

原判決が無視した「情報科運用（試行案）」は、情報科部隊運用の基本原則が記述され、教育訓練の一般的準拠を与えることを目的とするとされていることなどから、情報科部隊関係の教科書と解される。また、同様に原判決が無視した「情報」では、各級部隊の指揮官・幕僚を対象として、主として作戦情報に関する情報運用及び保全運用について記述され、情報に関する教育訓練の一般的準拠を付与することを目的とするとの記載があることから、指揮官クラスの自衛官の作戦情報教育の教科書として用いられていると解される。

「情報科運用」では、情報保全隊については、「自衛隊情報保全隊は、情報保全業務に関する専門技術をもって自衛隊最高司令部、各自衛隊の部隊・機関等が実施する情報保全業務のために必要な情報資料の収集及び情報の提供を行う。」と規定され、保全に関し専門技術を持つ部隊として特別な役割が期待されていることが分かる（『情報科運用』8頁）。

「情報科運用」19頁では、「保全」とは、「脅威」若しくは「敵」「作戦行動阻害勢力等」という、敵対する相手方を想定した概念であるとされ、また、この敵対する相手の情報・謀略活動を無力化することが「保全」の主な機能とされ、一般市民の表現活動をも無力化することが、情報保全隊の業務に含まれていることが窺われる。

上記の「保全」は、「敵」に対する「探知活動」と「無力化活動」という2つが基本の方策によって達成するとされている。そして、情報保全隊が、「探知活動」と「無力化活動」に関して特に重要な役割を担っていることが窺われる。

「探知活動」は、「無力化活動」のための情報収集ということが基本のようである。高度の知識、技能が必要となるためやはり情報保全隊の出番ということになるようである。

本来の秘密漏えいを防止するためだけであれば内部を固めればよいだけの情報

保全隊が、外部の監視に乗り出している理由は、以下のように、「探知活動」という概念自体、外部（敵）に目を向けた概念であるからだと考えることもできる。

この「探知活動」こそが情報保全隊の任務の中心にあることも窺われる。

次に、「無力化活動」には、「敵等の情報・謀略活動を無効化する分野」（防勢的活動）だけでなく、さらに「情報・謀略活動を行う敵部隊等の撃滅、施設・機材の破壊等により敵の情報・謀略活動そのものを排除する分野」（攻勢的活動）まであるということである。しかも後者の分野で、特に情報保全隊の役割が期待されているように読める。

これらの記載によれば、情報保全隊は、自衛隊に関する政府の施策に反対する活動等を行う「敵」たる一般市民に対し、武力行使によってこれを排除することをも想定して任務に就いていると解釈することができる。

情報保全隊が「外部からの働き掛け等」あるいは「反自衛隊活動」に関する情報をを集めているのは、最終的に、「敵」たる一般市民のデモ行進等の活動を武力によって排除することをも考えてのものであると、考えざるを得ない。

本件両文書は、いかに「保全」を達成するかについて、「探知活動」「無力化活動」を挙げるにとどまらず、様々な事項に触れている。

「保全」ではなく「情報」に関する記述であるが、情報資料の収集手段について、偵察・監視、尋問・審問、調査等の記述も見られる。これは当然、「保全」のための情報資料の収集にも用いられているものであろう。

さらに情報保全隊は、情報に関する専門技術を有する情報隊のネットワークをも使って広範な情報資料を得られる仕組みを持っていることを窺わせる記述もある。

保全に関しては「融通性」が要則の1つとされ、必ずしもその手段は定まっていないようであるが、柔軟に幅広く様々な手段を用いられるのもその特徴というべきである。手段が定まっていないだけに、どんどんエスカレートするおそれがあるが、保全の要則の第一は「秘匿性」であるため、民主主義の仕組みがこれに

歯止めを掛けることができない。

以上を前提とすれば、本件における情報集行為も、その本質は「無力化活動」を念頭においていた「探知活動」と位置づけられることになる。

防衛大臣が開示した公文書自体が、原判決の認定した本件情報収集の目的・必要性の判断が誤っていることを証明しているのである。

第7 小括

以上のとおり、原判決の「情報収集行為の目的及び必要性」に関する判断は、内部文書並びに「情報科運用（試行案）」及び「情報」の記載と矛盾する誤った認定であり、かつ、犯罪行為と純粹な表現活動を同一視する等、論理の飛躍がある粗雑なものであり、明確な誤りである。

かかる原判決の認定が維持されることは、最高裁が、わが国で唯一の強力な武装組織集団である自衛隊が国民に対する情報収集を自由に日常的に行うことを許容したことになるのであり、その影響は極めて甚大かつ深刻である。

第5点 一審原告毎の検討

第1 一審原告渡部について

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、原判決の認めるところによつても、本件各文書に記載されている同原告の情報の主な内容は、同原告が「本件派遣反対活動を行う団体の関係者であり、成人式会場で本件派遣反対活動を行ったというもの」（原判決93頁）であつて、同原告は、なんら自衛隊に対して直接的な対応を迫つたり、実力行使に及ぶような活動はしていなかつたも

のであるから、同原告にかかる情報を取得する必要性はないことはもとより、それを保有する必要性も皆無であって、さらに、外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

2 プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害

原審の認定したところによれば、同原告は、「秋田高教組の書記長、委員長、さらには、秋田県総連合の事務局長、議長等、労働組合の要職を歴任し、また、「有事立法秋田県実行委員会」の事務局長としての立場」にあったとされる（原判決93頁）。このような同原告の属性について、原審は「高い知名度を有していた」との評価を下しており、また、当該属性故に、情報保全隊によって取得された同原告の所属団体や政治的市民活動の内容等の情報について、「第三者に了知されることを前提とする情報」であり「その秘匿性に乏しい」ものであるとの評価が下されている（原判決93頁）。

しかし、同原告のことを知っている者など、家族や友人を除けば、せいぜい当該組合員くらいのものであることは、常識に照らせば明らかであり、「高い知名度」を有していたなどと評価できるものではない。

また、百歩譲って、同原告が「高い知名度」を有していたとの評価が妥当であったとしても、それのみを理由に、同原告にかかるセンシティブ情報の要保護性が認められなくなるというは、いかにも暴論である。労働組合の要職等に就いたことがある者であっても、情報保全隊によって自己の所属団体や政治活動の内容等を把握されていることなど予想だにせず、当該情報に関するプライバシーを、情報保全隊に対して放棄しているとは考えられない。また、公人でもない同原告が、そのような私生活上の自由の放棄を受忍させられるいわれもない。

よって、同原告に対するプライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害が認められることは明らかである。

3 思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害

原審によれば、同原告について「友人からの電話によって同原告に関する記載が本件各文書にあるらしいと聞かされ、不愉快な思いをし、その後恐怖感、不安感を覚えたこと」（原判決 75 頁）が認められているのであるから、同原告に対する思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害が認められるることは、明らかである。

4 監視等されない自由の侵害

前述のとおりプライバシー権、思想良心の自由及び表現の自由の侵害が認められる同原告において、監視されない自由の侵害が認められることは言うまでもない。

5 小括

以上より、情報保全隊による同原告の情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告の憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第2 一審原告風間について

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、原判決の認めるところによつても、本件各文書に記載されている同渡部の情報の主な内容は、「同原告らがそれぞれ本件派遣反対活動を行う団体の関係者であり、成人式会場で本件派遣反対活動を行ったというもの」（原判決 93 頁）であつて、同原告は、なんら自衛隊に対して直接的な対応を迫つたり、実力行使に及ぶような活動はしていなかつたものであるから、同原告にかかる情報を取得する必要性はないことはもとより、それを保有する必要性も皆無であつて、さらに、外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

加えて、同原告に関しては、本訴訟において、一審被告から、同原告の知名度を立証するため、1998年に発行された同原告のプロフィールが記載されているチラシが証拠として提出されており、このことにより、情報保全隊が自衛隊イラク派遣が決定する数年以上も前から同原告を監視しており、今なお同原告に関する情報を保有していることが露呈している。

したがって、同原告に関して、情報の取得・保有の目的の正当性、必要性はおよそ認められないものである。

2 プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害

原審の認定したところによれば、同原告は、「市長選挙に2回にわたり立候補し、また、「有事立法阻止秋田県実行委員会」の代表世話人として活動し」たとされる（原判決93頁）。このような同原告の属性について、原審は「高い知名度を有していた」との評価を下しており、また、当該属性故に、情報保全隊によって取得された同原告の所属団体や政治的市民活動の内容等の情報について、「第三者に了知されることを前提とする情報」であるとされ、「その秘匿性に乏しいもの」であるとの評価が下されている（原判決93頁）。

しかし、本件監視行為時、同原告が、秋田市長選挙に立候補したこと覚えている者などせいぜい同原告に投票した一部の秋田市民くらいのものであり、同原告が「高い知名度」を有しているなどと評価できるものではない。

また、百歩譲って、同原告が「高い知名度」を有していたとしても、それのみを理由に、同原告にかかるセンシティブ情報の要保護性が認められなくなるというは、いかにも暴論である。一地方都市の市長選挙に立候補した経験がある者といっても、その公私にわたる生活が一般市民と何ら変わらないことは健全な社会通念に照らせば明らかである。また、同原告が、情報保全隊によって自己の所属団体や政治活動の内容等を把握されていることなど予想すらしていなかったことも明らかであり、当該情報に関するプライバシーを、情報保全隊に対して、放棄しているとは考えられない。また、公人でもない同原告が、そ

のような私生活上の自由の放棄を受忍させられていわぬもない。

よって、同原告に対するプライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害が認められることは明らかである。

3 思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害

原審によれば、同原告について「報道によって本件各文書の存在を知り、不快感と恐怖感を覚えたこと」（原判決73頁）が認められているのであるから、同原告に対する思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害が認められることは、明らかである。

4 監視等されない自由の侵害

上述のとおり、プライバシー権、思想良心の自由及び表現の自由の侵害が認められる同原告において、監視されない自由の侵害が認められることは言うまでもない。

5 小括

以上より、情報保全隊による同原告の情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告の憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第3 一審原告佐藤恵子について

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、原判決の認めるところによつても、本件各文書に記載されている同原告の情報の主な内容は、同原告が「日本共産党に所属する議員であつて本件派遣に反対する社会運動団体の関係者であり、成人式会場で、同式への参加者らに対し、本件派遣に反対である、あるいは、本件派遣が憲法違反であるなどと訴えたというもの」であつて（原判決

89頁), なんら自衛隊に対して直接的な対応を迫ったり, 実力行使に及ぶような活動はしていなかったものであるから, 同原告にかかる情報を取得する必要性はないことはもとより, それを保有する必要性も皆無であって, さらに, 外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

2 プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害

原審の認定したところによれば, 同原告は, 「市議会議員として」活動していたとされる（原判決89頁）。このような同原告の属性故に, 情報保全隊によって取得された同原告の所属政党・団体や政治的市民活動の内容等の情報について, 「有権者を含むその他第三者に了知されることを前提とする情報である」とされ, 「その秘匿性に乏しいもの」であるとの評価が下されている（原判決89頁）。

しかし, 市議会議員であっても, その私生活上の自由は, 一般市民と同様に保護されるべきであり, 公職に就いていることをもって, その私生活上の自由が制限されるべきではない。市議会議員であっても, 情報保全隊の不正を正すことは不可能なのであって, 自己の個人に関する情報を濫用される危険は一般市民と変わりはない。現に原審も, 同原告が, 「新聞報道によって本件各文書の存在をしり極めて不快に思ったこと」（原判決66頁）を認めている。

また, 市議会議員であっても, 情報保全隊によって自己の所属団体や政治活動の内容等を把握されていることなど予想だにせず, 当該情報に関するプライバシーを, 情報保全隊に対して, 放棄しているとは考えられない。

よって, 同原告に対するプライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害が認められることは明らかである。

3 思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害

原審によれば, 同原告について「新聞報道によって本件各文書の存在をしり極めて不快に思ったこと」（原判決66頁）が認められているのであるから,

同原告に対する思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害が認められるることは、明らかである。

4 監視等されない自由の侵害

上述のとおり、プライバシー権、思想良心の自由及び表現の自由の侵害が認められる同原告において、監視されない自由の侵害が認められることは言うまでもない。

5 小括

以上より、情報保全隊による同原告の情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告の憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第4 一審原告松井について

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、原判決の認めるところによつても、本件各文書に記載されている同原告の情報の主な内容は、同原告が「日本共産党に所属する議員であつて本件派遣に反対する社会運動団体の関係者であり、成人式会場で、同式への参加者らに対し、本件派遣に反対である、あるいは、本件派遣が憲法違反であるなどと訴えたというもの」であつて（原判決89頁），なんら自衛隊に対して直接的な対応を迫つたり、実力行使に及ぶような活動はしていなかつたものであるから、同原告にかかる情報を取得する必要性はないことはもとより、それを保有する必要性も皆無であつて、さらに、外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

2 プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害

原審の認定したところによれば、同原告は、「町議会議員として」活動していたとされる（原判決89頁）。このような同原告の属性故に、情報保全隊によって取得された同原告の所属政党・団体や政治的市民活動の内容等の情報について、「有権者を含むその他第三者に了知されることを前提とする情報である」とされ、「秘匿性が乏しいもの」であるとの評価が下されている（原判決89頁）。

しかし、町議会員であっても、その私生活上の自由は、一般市民と同様に保護されるべきであり、公職に就いていることをもって、その私生活上の自由が制限されるべきではない。町議会議員であっても、情報保全隊の不正を正すことは不可能なのであって、自己の個人に関する情報を濫用される危険は一般市民と変わりはない。現に原審も、同原告が、「報道等によって本件各文書の存在を知り大きな驚きと恐怖感を覚えたこと」（原判決68頁）を認めてるのである。

また、町議会員であっても、情報保全隊によって自己の所属団体や政治的市民活動の内容等を把握されていることなど予想だにせず、当該情報に関するプライバシーを、情報保全隊に対して放棄しているとは考えられない。

よって、同原告に対するプライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害が認められることは明らかである。

3 思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害

原審によれば、同原告について「報道等によって本件各文書の存在を知り大きな驚きと恐怖感を覚えたこと」（原判決68頁）が認められているのであるから、同原告に対する思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害が認められることは、明らかである。

4 監視等されない自由の侵害

上述したとおりプライバシー権、思想良心の自由及び表現の自由の侵害が認められる同原告において、監視されない自由の侵害が認められることは言うま

でもない。

5 小括

以上より、情報保全隊による同原告の情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告の憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第5 一審原告山内について

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、原判決の認めるところによつても、本件各文書に記載されている同原告の情報の主な内容は、同原告が「日本共産党に所属する議員であつて本件派遣に反対する社会運動団体の関係者であり、成人式会場で、同式への参加者らに対し、本件派遣に反対である、あるいは、本件派遣が憲法違反であるなどと訴えたというもの」であつて（原判決89頁），なんら自衛隊に対して直接的な対応を迫つたり、実力行使に及ぶような活動はしていなかつたものであるから、同原告にかかる情報を取得する必要性はないことはもとより、それを保有する必要性も皆無であつて、さらに、外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

2 プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害

原審の認定したところによれば、同原告は、「県議会議員」として活動していたとされる（原判決89頁）。このような同原告の属性故に、情報保全隊によって取得された同原告の所属政党・団体や政治的市民活動の内容等の情報について、「有権者を含むその他第三者に了知されることを前提とする情報である」とされ、「秘匿性が乏しいもの」であるとの評価が下されている（原判決

89頁)。

しかし、県議会員であっても、その私生活上の自由は、一般市民と同様に保護されるべきであり、公職に就いていることをもって、その私生活上の自由が制限されるべきではない。県議会議員であっても、情報保全隊の不正を正すことは不可能なのであって、自己の個人に関する情報を濫用される危険は一般市民と変わりはない。現に原審も、同原告が、「日本共産党の発表によって本件各文書の存在を知り、政治活動に対する妨害がされ不快であり恐怖感を覚えたこと」(原判決69頁)を認めているのである。

また、県議会員であっても、情報保全隊によって自己の所属団体や政治的市民活動の内容等を把握されていることなど予想だにせず、当該情報に関するプライバシーを、情報保全隊に対して、放棄しているとは考えられない。

よって、同原告に対するプライバシー権(自己情報コントロール権)の侵害が認められることは明らかである。

3 思想良心の自由(平等権含む)及び表現の自由の侵害

原審によれば、同原告について「日本共産党の発表によって本件各文書の存在を知り、政治活動に対する妨害がされ不快であり恐怖感を覚えたこと」(原判決69頁)が認められているのであるから、同原告に対する思想良心の自由(平等権含む)及び表現の自由の侵害が認められることは、明らかである。

4 監視等されない自由の侵害

上述したとおりプライバシー権、思想良心の自由及び表現の自由の侵害が認められる同原告において、監視されない自由の侵害が認められることは言うまでもない。

5 小括

以上より、情報保全隊による同原告の情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告の憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第6 一審原告小澤和悦について

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、原判決の認めるところによつても、本件各文書に記載されている同原告の情報の主な内容は、同原告が「同原告が日本共産党に所属する議員であり、議会に「イラクへの武力攻撃に反対する意見書」と題する議案を提出したことを主な内容とするもの」（原判決8頁）であつて、同原告は、なんら自衛隊に対して直接的な対応を迫つたり、実力行使に及ぶような活動はしていなかつたものであるから、同原告にかかる情報を取得する必要性はないことはもとより、それを保有する必要性も皆無であつて、さらに、外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

2 プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害

原審の認定したところによれば、同原告は、「市議会議員」であったとされる（原判決89頁）。このような同原告の属性及び本件の内部文書に記載された上記原告の活動内容が「政治活動そのもの」であることを理由として、同原告の所属政党・団体やその政治的活動の内容等の情報について、「有権者を含むその他第三者に了知されることを前提とする情報である」とされ、「秘匿性がないか、極めて乏しいもの」であるとの評価が下されている（原判決88頁）。

しかし、市議会議員の政治的活動であつても、情報保全隊との関係においては、当該情報の取得・保有を欲しないものといえる。市議会議員であつても、情報保全隊の不正を正すことは不可能なのであって、自己の個人に関する情報を濫用される危険は一般市民と変わりはないからである。現に原審も、同原告が、「報道によって本件各文書の存在を知り恐怖感を覚えたこと」（原判決66

頁) を認めているのである。

また、市議会議員であっても、情報保全隊によって自己の所属政党・団体や政治活動の内容等を把握されていることなど予想だにせず、当該情報に関するプライバシーを、情報保全隊に対して、放棄しているとは考えられない。この点、原審は、「議員によって議案が提出されたという情報それ自体は、その性質上、一般に公にされた情報であるというべきであるし、本件において同原告が提出した議案は、政府の政策に関するものであって、政府に伝わることが想定されている内容といえる」(原判決88~89頁)との指摘をしているが、ここにおいても、「自衛隊(情報保全隊)」と「政府」と同一視するという誤りを露呈している。

よって、同原告に対するプライバシー権(自己情報コントロール権)の侵害が認められることは明らかである。

3 思想良心の自由(平等権含む)及び表現の自由の侵害

原審によれば、同原告について「報道によって本件各文書の存在を知り恐怖感を覚えたこと」(原判決66頁)が認められているのであるから、同原告に対する思想良心の自由(平等権含む)及び表現の自由の侵害が認められるることは、明らかである。

4 監視等されない自由の侵害

上述したとおりプライバシー権、思想良心の自由及び表現の自由の侵害が認められる同原告において、監視されない自由の侵害が認められることは言うまでもない。

5 小括

以上より、情報保全隊による同原告の情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告の憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第7 本件各文書に氏名の記載のない一審原告らについて

1 目的・必要性

前述のとおり、情報保全隊による本件監視活動の真の目的が左派的市民活動の「無力化」等にあることからすれば、本件監視活動の目的の正当性や必要性が認められないことは明らかである。もっとも、同原告らの参加していた集会、デモ等はいずれも、自衛隊に対して直接的な対応を迫ったり、実力行使に及ぶような活動はしていなかったものであるから、同原告らにかかる情報を取得する必要性はないことはもとより、それを保有する必要性も皆無であって、さらに、外部からの働きかけ等から部隊を保全するという目的とも関連しないことは明らかである。

2 思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害

同原告らにおいても、情報保全隊によって監視されたことにより、個人差はあるけれど、本件内部文書に氏名等の記載がある一審原告らと同様に、疑心暗鬼となったり、恐怖感、不快感等を日々感じているのであるから、同原告らに対する思想良心の自由（平等権含む）及び表現の自由の侵害が認められることは、明らかである。

なお、前述の通り、実際にどの程度政治的活動に消極的になったという点については、当然個人差があり、中には、勇気を振り絞って、従前どおりに政治活動に参加する者も存在するが、そのような個人差によって権利侵害の有無を判断しようとすることはナンセンスであり、情報保全隊の行った本件監視行為が、客観的にみて、同原告らにとって強度の萎縮的効果等を与えるに足りるものである以上、同原告らの表現の自由及び思想良心の自由（平等権侵害含む）に対する侵害が認められるべきである。

3 監視等されない自由の侵害

第4点第5で指摘したとおり、本件内部文書に氏名等の記載のない者であっても、正当な理由もなく、情報保全隊から監視等されるいわれはないのである

から、同原告らに対して、監視等されない自由の侵害が認められることは明らかである。

4 小括

以上より、情報保全隊による同人らの情報収集は、その目的との関連性もなく、必要性を欠くものであり、同原告らの憲法上の権利を違法に制約し、侵害するものである。

第6点 結語

第1 一審原告らの請求が認められるべきこと

原判決は、我が国最大の実力集団である自衛隊の情報保全隊が行ったことであるという主体の問題を無視し、強大な国家権力が市民を監視し、情報収集する危険を正しく捉えていない。また、原判決は「外部からの働きかけ等から部隊を保全する」という目的からして、その必要性が認めがたい情報収集行為（一審原告ら主張の本件監視行為等）があったと認定しながら（原判決77頁及び78頁）、情報保全隊の真の目的を正しく評価していない。これらの誤りは、上告審での審理によって正されなければならない。

また、原判決は、不当にも自己情報コントロール権の具体的権利性を否定したことから、一審原告小澤ら外5名の請求を棄却するという誤りを犯しているし、憲法上の重要な各種人権のとらえ方を誤ったために、請求を認容された一審原告1名を除いたすべての一審原告らの請求を棄却した。

第一審判決と原判決で判断が分かれた自己情報コントロール権の具体的権利性については、上告審が弁論を開いてしっかり議論し、高度情報化社会にふさわしい具体的権利性を認めるべきである。また、前述した重要な各種人権についても、現代の社会情勢を踏まえて、最高裁としての判断を示すべきである。

そうすれば、情報保全隊の違法行為は明らかであるし、一審原告らの権利侵害

も明らかとなる。一審原告らの請求は認められるべきである。

原判決には、憲法13条、憲法14条、憲法21条、憲法19条違反があるから（民事訴訟法312条1項），破棄を免れない。

第2 情報保全隊の異常な監視行為と無反省

本件は、情報保全隊が本来業務を離れて「外部からの働きかけ等から部隊を保全する」という口実で市民を監視していたという異常な事件である。イラク戦争のような大義なき戦争が遂行され、その後始末に自衛隊が派遣されることに対して、「憲法を守れ」「人権を守れ」と市民が声を上げることは当然のことである。また、原判決が認定しただけでも、①医療費負担増の凍結・見直し、②国民春闘、③年金改悪反対、④原水爆禁止、⑤右翼による北方領土の日集会への参加の呼びかけ、⑥年金改悪反対、⑦消費税増税反対、⑧小林多喜二展、⑨核兵器廃絶を求める署名活動という平穏な市民活動が監視されているが（原判決78頁）、これらの活動はいずれも憲法で保障された市民による活動である。

国家権力はこれらの批判にも謙虚に耳を傾けなければならぬ。しかし、残念ながら、一審被告や情報保全隊にはそのような謙虚さは一切ない。情報保全隊は、これらの平穏な市民活動すら「反自衛隊活動」とみなして敵視し、情報収集、記録、整理、保有、利用してきたのである。しかも、一審被告や情報保全隊は敗訴しながら、全く反省していない。請求が認容された1名の一審原告については原判決が確定し、本年3月31日、一審被告は賠償金を支払った。しかし、謝罪と監視行為の中止を求める一審原告らに対し、一審被告や情報保全隊はこれらを拒否している。一審被告や情報保全隊は「適法な上告理由（民訴法312条）と上告受理申立理由（同318条）が見いだせないために上告断念したのに過ぎない。本件内部文書（甲A1の1及び1の2）の作成を認めたわけでもないし、敗訴した一審原告1名の本名、職業を探索したことを認めたわけでもない」と明言している。極めて不遜な態度であり、今後も市民監視を続けると宣言しているに等し

い。これが一審被告や情報保全隊の実態なのである。

第3 裁判所への期待

このような権力の暴走を抑止し、市民の権利自由を守れるのは、裁判所だけである。特に、本件で問題になっているのは、市民のプライバシー権（自己情報コントロール権）、思想良心の自由及び平等権、表現の自由、監視等されない自由といった精神的自由権の中核である。これらが侵害されれば、個人の人格の中核が傷つけられるだけでなく、自由な表現活動によって市民の意見を政治に反映させようとする民主政の機能そのものが失われる。一審原告らは既に強い恐怖や怒りを感じており、家族や友人知人を誘いにくくなるという具体的影響も出ており、民主政の機能は重大な危機にある。この危機を救い、民主政の機能を回復できるのは裁判所だけである。

御座におかれでは、一審原告らの期待に応える厳正な判断をしていただきたい。

以上